

(別紙)

諮問番号：令和6年度諮問第2号

答申番号：令和6年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、いずれも棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、令和5年9月19日付けで行われた原処分①（生活保護変更処分）、同年11月21日付けで行われた原処分②（生活保護変更処分）及び同年12月18日付けで行われた原処分③（生活保護変更処分）（以下「本件各原処分」という。）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 原処分①及び原処分③について、保護費が減額されている。

(2) 原処分②について、令和4年12月に移送費6万6,000円を含めた保護費が支給された事実に基づき、令和5年12月分の保護費が期末一時扶助費又は冬季加算として6万6,000円加算されているべきところ加算の額が減額されている。

2 処分庁の主張の要旨

本件各原処分は、関係法令に基づき適正に行われたものであるから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件各原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められており、収入の認定については保護の処理基準（以下「処理基準」という。）により定められているところ、本件各原処分は保護基準及び処理基準に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定により算定された収入充当額を差し引いた額を

保護費とするものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、本件各原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和6年4月16日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

生活保護法（以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めており、最低生活費の算定方法は保護基準により定められている。

保護の変更に係る事務等は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定めている。処理基準によれば、年金等の公の給付にあつては、実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そこで本件についてみると、原処分①は、保護基準及び処理基準に基づき算定された最低生活費「14万960円」（基準生活費「8万7,090円」、障害者加算「1万7,870円」及び住宅費「3万6,000円」の合計額）から収入認定による収入充当額「9万390円」（請求人の障害基礎年金2級「8万5,250円」（月額「6万6,250円」と請求人が了承していた調整額「1万9,000円」の合計額）と請求人の障害年金生活者支援給付金の月額「5,140円」との合計額）を差し引いた額である「5万570円」を令和5年10月分の請求人世帯の保護費としている。また、原処分②は、保護基準及び処理基準に基づき算定された最低生活費「15万4,480円」（基準生活費「10万610円」、障害者加算「1万7,870円」及び住宅費「3万6,000円」の合計額）から収入認定による収入充当額「7万1,390円」（請求人の障害基礎年金2級の月額「6万6,250円」と請求人の障害年金生活者支援給付金の

月額「5,140円」との合計額)を差し引いた額である「8万3,090円」を同年12月分の請求人世帯の保護費としている。そして、原処分③は、保護基準及び処理基準に基づき算定された最低生活費「14万960円」(基準生活費「8万7,090円」、障害者加算「1万7,870円」及び住宅費「3万6,000円」の合計額)から収入認定による収入充当額「7万1,390円」(請求人の障害基礎年金2級「6万6,250円」と請求人の障害年金生活者支援給付金の月額「5,140円」との合計額)を差し引いた額である「6万9,570円」を令和6年1月分の請求人世帯の保護費としている。したがって、本件各原処分はそれぞれ保護基準及び処理基準に基づき適正に算定されていると認められることから、本件各原処分に違法又は不当な点はない。

他方、請求人は、令和4年12月に移送費6万6,000円を含めた保護費が支給された事実に基づき、令和5年12月分の保護費が期末一時扶助費又は冬季加算として6万6,000円加算されているべきところ加算の額が減額されていると主張する。しかしながら、この6万6,000円は令和4年12月当時の転居に伴う移送費として一時的に支給されたものであって、期末一時扶助費又は冬季加算費といった生活に要する経費として支給されたものではなく、また、原処分②は上記のとおり保護基準及び処理基準に基づき適正になされたものと認められる以上、原処分②に違法又は不当な点はないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、本件各原処分にはこれらを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求はいずれも棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子